



鳥取県公報

平成13年 1月26日(金)
第 7 2 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）..... 1
	土地改良法による換地計画の決定（3件）（耕地課）..... 2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（2件）（ " ）..... 3
	土地収用法による事業の認定（管理課）..... 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）..... 4

告 示

鳥取県告示第23号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成13年3月5日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成13年 1月 5日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取環境市民会議

3 特定非営利活動法人の代表者の氏名

平尾 榮

4 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市上町66

5 特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取環境市民会議は、主として鳥取県内の生活者に対して、地球環境問題の実情並びに優れた環境対策及びまちづくりに関する情報の収集、提供、特定非営利活動を行う団体等に対する支援その他の啓発事業を行い、地球環境の保全及び生活者の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の数

鳥取県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区（第6工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 1月29日から22日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区（第3工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 1月29日から22日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る泊地区（原1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月29日から22日間
- 3 縦覧に供する場所
泊村役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第27号

鳥取市が行う土地改良事業に係る岩坪地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月29日から22日間
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第28号

岩美町が行う土地改良事業に係る陸上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年 1月29日から22日間
- 3 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第29号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定より、次のとおり告示する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
郡家町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業私都第2処理区処理施設建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 八頭郡郡家町大字別府字上河原地内
(2) 使用の部分 八頭郡郡家町大字別府字上河原地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
八頭郡郡家町大字郡家493
郡家町役場

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
 - (1) 工事名 県立青谷高等学校体育館等改築工事（建築）
 - (2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷
 - (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、県立青谷高等学校の既存体育館（鉄骨造平屋建、延べ床面積1,022㎡）の解体を行い、新規に体育館の建築を行うものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。
 - (4) 工事の詳細

体育館	鉄骨造平屋建
	建築面積 2,003.32㎡
	延べ床面積 1,864.39㎡
 - (5) 工期 平成13年 3月から平成14年 2月10日まで
 - (6) 予定価格 365,386,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,020点以上であること。
- (6) 平成13年1月26日（金）から同年2月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成12年4月1日（土）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 平成3年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨造で一棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成3年度以降に同種工事を施工監理した経験を有する者であること。
 - イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する1級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年1月26日（金）から同年2月7日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県根雨土木事務所総務課（日野総合事務所内）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格を持って入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。